

北海道電子処方箋の活用・普及促進事業助成金交付要綱

(通則)

- 1 北海道電子処方箋の活用・普及促進事業助成金（以下「助成金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、北海道電子処方箋の活用・普及促進事業実施要綱（令和6年10月11日付け医薬第1723号。「以下「実施要綱」という。」）、「令和6年度（令和5年度からの繰越分）医療提供体制推進事業（電子処方箋の活用・普及の促進事業）の実施について」（令和6年3月7日医薬発0307第2号厚生労働省医薬局長通知）（以下「国実施要綱」という。）及び「令和6年度（令和5年度からの繰越分）医療提供体制推進事業費補助金（電子処方箋の活用・普及の促進事業）の国庫補助について」（令和6年3月7日付け厚生労働省発医薬0307第74号厚生労働省次官通知）（以下「国交付要綱」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この助成金は、電子処方箋管理サービスの導入に向けた保険医療機関等（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局であつて、令和4年6月30日薬生総発第1号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知「医療提供体制設備整備交付金実施要領（電子処方箋管理サービス）」（以下「要領」という。）の「第2 交付対象事業」の1に規定される事業を実施し、社会保険診療報酬支払基金から要領の「第9 交付等の決定及び通知」の通知を受けた施設に限る。以下同じ。）のシステム整備に係る費用の負担に対して助成金を交付することにより、電子処方箋の活用・普及の促進を図ることを目的とする。

(事務の取扱い)

- 3 この助成金は、道から業務を委託された事業者（以下「受託業者」という。）が事務の取扱いを行う。

(交付の対象)

- 4 この助成金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業（以下「助成事業」という。）とする。なお、本事業は、助成事業を行う者（以下、「事業者」という。）が、7の規定による助成金の交付決定の前に行った事業について助成対象とする。
 - (1) 保険医療機関等が電子処方箋管理サービスを初期導入（（3）に掲げるものを除く。）するために行う、レセプトコンピューター及び電子カルテシステム等の既存システムの改修、導入に付随する保険医療機関等職員への実施指導等（以下「システム改修等」という。）に係る事業
 - (2) 保険医療機関等が電子処方箋管理サービスの初期導入とは別に新機能（「電子処方箋管理サービスの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書」に掲げられた「リフィル処方箋」「口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧」「マイナンバーカード署名」「処方箋ID検索」「調剤結果ID検索」に関する機能をいう。以下同じ。）を導入するために行うシステム改修等に係る事業
 - (3) 保険医療機関等が電子処方箋管理サービスの初期導入と新機能を同時導入するために行うシステム改修等に係る事業

(助成金交付額の算定方法)

- 5 この助成金の交付額は、別表の第2欄に定める基準額と第1欄に定める対象経費の実支出額に第3欄に定める助成率を乗じて得た額を比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請)

- 6 助成金の交付の申請をしようとする者は、助成金交付申請書(11に定める実績報告と同時に申請する場合は、申請書兼実績報告書)に電子処方箋に関する領収書(写し)及び領収書内訳書(写し)を添えて知事に提出しなければならない。

なお、助成金の交付申請時に当該助成金に係る消費税等仕入控除税額(助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において、当該助成金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

(交付決定)

- 7 知事は、前条の規定による交付申請を受けたときは、当該内容を審査し、適当と認められたときは速やかに交付決定を行い、事業者へ通知するものとする。

(助成金の交付の条件)

- 8 この助成金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

(1) 北海道が定める取組の実施

- ア 電子処方箋を受け付けていることについて、施設内の掲示、ホームページへの掲載等
- イ 医療情報ネットに、電子処方箋の発行・受付ができることの登録
- ウ 道が実施する電子処方箋の活用状況に関する調査への協力

- (2) この交付要綱及び助成金交付決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を遂行し、その成果を成し遂げなければならない。

- (3) 助成事業の内容を変更するときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、当該変更に伴う助成対象経費の増減額が、変更前の助成対象経費の額の10分の1を超えないときは、この限りではない。

- (4) 助成事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。

- (5) 助成事業が期限までに完了しないとき又は助成事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

- (6) 助成事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければならない。

- (7) この助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って助成事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。

- (8) 前項の命令に違反したときは、当該助成事業の遂行を一時停止し、並びに当該助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じる。
- (9) この助成金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。
- (10) 国（社会保険診療報酬支払基金）の補助金の交付決定を受け、助成事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該助成事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は令和7年3月10日までのうち、いずれか早い日までに、助成事業実績報告書を知事に提出しなければならない。
- (11) 助成事業実績報告書の提出に当たって、この助成金に係る消費税等仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを助成金額から減額して報告しなければならない。
- (12) 助成事業実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの助成金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式によりその金額（実績報告において、前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。
- また、この助成金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該助成金の額の確定の日の翌年6月30日までに知事に報告するとともに、助成金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければならない。
- (13) この助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る助成事業の成果が適合しないときは、当該助成事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じる。
- (14) 助成事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (15) 助成事業により取得し、又は効用の増加した財産（価格が50万円以上の機械、器具等）については、助成事業等の完了の年の翌年から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過することになるまでの期間（当該耐用年数が10年を超える場合は、当該助成事業の完了の年の翌年から起算して10年間）は、あらかじめ知事の承認を受けないでこの助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供してはなりません。ただし、交付された助成金の全部に相当する額を納付した場合は、この限りでない。
- (16) 前項の申請により承認を受けた場合において、助成金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければならない。
- (17) 前項に定める場合を除くほか、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産を

処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがある。

- (18) 助成事業に関する次に掲げる帳簿及び書類を備え、この助成事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを助成事業等の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、処分を制限された取得財産がある場合で当該制限された期間が帳簿及び書類を保存すべき期間を超えるときは、当該財産の処分を制限された期間保存しなければならない。
- (19) 次の各号のいずれかに該当するときは、この助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された助成金があるときは、その返還を命ずることがある。助成金の額の確定があった後においても、また同様とする。
- ア この助成金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの助成金を使用しないとき。
- イ 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの助成金を過大に請求し、又は受領したとき。
- ウ 助成事業に関して不正に他の補助金等(道以外の者が助成事業者に対して交付する助成金その他の助成を含む。)を重複して受領したとき。ただし、国(社会保険診療報酬支払基金)の補助金を除く。
- エ 助成事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受けずに、この助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
- オ 前各号に掲げる場合のほか、助成事業等に関して、この助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- (20) 助成金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。
- (21) 助成金の返還を命ぜられ、当該助成金、違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等(その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。)があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがある。
- (22) (5)の遂行の状況に関する報告のほか、助成金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。

(助成金の交付決定内容等の変更)

- 9 この助成金の交付決定後の事情の変更により、助成事業の内容を変更しようとするときは、助成事業変更承認申請書に第6に掲げる書類を添えて提出し、その承認を受けるものとする。

(助成事業の中止又は廃止)

10 この助成金の交付決定後の事情の変更により、助成事業の中止又は廃止をしようとするときは、助成事業中止（廃止）承認申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 助成事業の進ちよく状況を記載した書類（廃止の場合を除く。）
- (2) その他参考となるべき書類

(実績報告)

11 8の(10)にある助成事業実績報告書（6に定める交付申請と同時に行う場合は、交付申請兼実績報告書）に国（社会保険診療報酬支払基金）から発行された電子処方箋導入に係る補助金交付決定書（写し）を添えて当該助成事業完了の日若しくは、廃止の承認を受けた日から30日以内又は和7年3月10日までのうち、いずれかの早い日までに知事に提出するものとする。

別表

1 対象経費	2 基準額	3 助成率
病院（200床以上）		1 / 6
4 (1) の事業実施に必要な経費	81.1万円	
4 (2) の事業実施に必要な経費	22.6万円	
4 (3) の事業実施に必要な経費	100.3万円	
病院（200床未満）		1 / 6
4 (1) の事業実施に必要な経費	54.3万円	
4 (2) の事業実施に必要な経費	16.7万円	
4 (3) の事業実施に必要な経費	67.6万円	
診療所		1 / 4
4 (1) の事業実施に必要な経費	9.7万円	
4 (2) の事業実施に必要な経費	6.1万円	
4 (3) の事業実施に必要な経費	13.5万円	
薬局		1 / 4
4 (1) の事業実施に必要な経費	9.7万円	
4 (2) の事業実施に必要な経費	6.4万円	
4 (3) の事業実施に必要な経費	13.8万円	